

## 指定棚田地域振興活動計画

活動組織名称：美土里ネットなたち振興協議会

- 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）  
北免田棚田、上畠棚田、鳥越棚田、西谷内棚田、藤瀬棚田、別所棚田  
範囲については、別添1のとおり。

### 2 指定棚田地域振興活動の目標

#### (1) 棚田等の保全

##### ① 耕作放棄の防止

- ・令和11年度までに地区内の棚田農地132.7haを維持する。（継続）

##### ② 担い手の確保

- ・令和11年度までに美土里ネットなたち地区の棚田の保全に取り組む担い手組織及び非農業者で構成される「なたちアグリサポート隊」の隊員52人→80人に増員する。（継続）
- ・令和11年度までに石川県農業インターシップ制度等を活用し、2人の新規就農者を確保する。（継続）

##### ③ 生産性・付加価値の向上

- ・令和11年度までに美土里ネットなたち地区でドローン1台を追加購入及び自動操舵システムを既存トラクター、田植え機各1台に設置し、省力化を図る。（新規取組）
- ・環境保全型農業に取り組み、棚田の付加価値化を高める。（新規取組）
- ・令和11年度までに美土里ネットなたち地区の棚田において乾田直播面積を10ha→15haまで拡大、省力化を図る。（新規取組）
- ・令和11年度までに美土里ネットなたち地区の70%の棚田において、水位センサー等のICT活用で省力化を図る。（新規取組）

#### (2) 棚田等の保全に通じた多面にわたる機能の維持、発揮

##### ① 農産物の供給の促進

- ・令和11年度までに棚田米の販売量を350tから450tに増加させる。（継続）

##### ② 自然環境の保全・活用

- ・令和11年度までに美土里ネットなたち地区の棚田や棚田の間を流れる小川、川に住む生き物とのふれあいやホテルの観察会等、都市住民に向けた自然ふれあいイベントの取組を年間4回開催し、年間200人の参加者を確保する。（継続）
- ・令和11年度までに美土里ネットなたち地区の棚田における鳥獣被害面積/額を1ha-100万円以下に減少させる。（継続）
- ・令和11年度までに美土里ネットなたち地区の棚田における鳥獣被害対策としてイノシシ捕獲籠周囲にICT活用した見守りセンサーを設置し省力化を図る。（新規取組）

##### ③ 良好な景観の形成

- ・鳥越棚田にある桜花公園、上畠棚田の桜並木を良好に維持管理するとともに芝さくら3000本、桜150本の補植し、景観形成とともに100年後の名所づくり継続する。

(継続)

- ・美土里ネットなたうち地区で虫送り、キリコ祭り（納涼祭）や杵旗祭り（秋祭り）を年間各1回開催し、年間100人の来訪者を誘客する。（継続）

### (3) 棚田を核とした棚田地域の振興

#### ① 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・美土里ネットなたうち地区の棚田で農作業体験を年間4回開催し、年間100人の参加者（関係人口）を確保する。（継続）
- ・令和11年度までに美土里ネットなたうち地区の棚田地域における移住・定住者を新たに1人増加させる。（継続）

#### ② 棚田を観光資源とした地域振興

- ・令和11年度までにヒマワリ等緑肥堆肥を兼ねた作物を補植することで名所づくりの取組みを継続し、年間100人の観光客を誘客する。（継続）
- ・令和11年度までにこれまでの無人直売所（藤瀬地区）について、年間300万円の売り上げから年間500万円の売り上げを達成する。（継続）
- ・令和11年度までに棚田地域において新たに1軒以上の空き家古民家を再生し、農泊可能なゲストハウスとして活用する。（継続）

#### ③ 棚田米等を活用した六次産業化の推進

- ・令和11年度までに棚田で栽培した大豆を原料とした味噌の販売量を5tから7tに増加させる。（継続）
- ・令和11年度までに棚田で栽培した能登野菜等（小菊カボチャ、金糸ウリ、中島菜、かたうり、みょうが、ズッキーニ、金時草、山ウド等）を原料とした漬物の販売量を300kgから500kgに増加させる。（継続）
- ・令和11年度までに棚田米、能登野菜等を使用した新たな特産品（麴製品、漬物等）を開発する。（継続）

#### ④ 棚田地域の集落機能向上の促進

- ・鉦打地域の9集落で公的団体を組織し、NPO法人なたうち福祉会と連携して自動車免許を返上した高齢者等の買物、通院支援サービス、ICT技術を使って安否確認サービス等を一層充実させるとともに地域住民の雇用を増やすことで地域住民が安心して暮らせる環境整備を図る。（継続）
- ・65歳以上の独居者及び70歳以上の高齢者に週1回の配食サービスを行う。（新規取組）

### 3 計画期間

認定の月～令和12年3月

### 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

#### I 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

##### (1) 棚田等の保全

###### ① 耕作放棄の防止

- ・美土里ネットなたうち地区の棚田の耕作地の維持を図る。（継続）

###### ② 担い手の確保

- ・美土里ネットなたうち地区の棚田の保全に取り組む担い手組織及び非農業者で構成される「なたうちアグリサポート隊」を活用する。（継続）
- ・石川県農業インターンシップ制度等を活用し、担い手の確保を促進する。（継続）
- ③ 生産性・付加価値の向上
  - ・美土里ネットなたうち地区の棚田において、ドローン等の導入や乾田直播、ICTの活用で省力化を図る。（継続）
- (2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
  - ① 農産物の供給の促進
    - ・棚田米のブランド化を図るとともに、棚田米の販路を拡大する。（継続）
  - ② 自然環境の保全・活用
    - ・美土里ネットなたうち地区の棚田や棚田の間を流れる小川、川に住む生き物とのふれあいやホテルの観察会等、都市住民に向けた自然ふれあいイベントの取組など、豊かな自然環境を活用して関係人口の創出・拡大を図る。（継続）
    - ・美土里ネットなたうち地区の棚田でICTを活用し鳥獣害対策の省力化を図る。（継続）
  - ③ 良好な景観の形成
    - ・美土里ネットなたうち地区棚田の鳥越地内の桜花公園や上畠の桜並木を適正な維持管理を行い、良好な景観を確保する。（継続）
    - ・美土里ネットなたうち地区で年々縮小傾向にある虫送り、キリコ祭りや杵旗祭りを年間各1回、慣例の期日に開催を維持し、伝統文化の継承を図る。（継続）
- (3) 棚田を核とした棚田地域の振興
  - ① 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
    - ・女性、若者、NPO法人など活動の主体となる新規参加者を確保し棚田農業と伝統文化を組合わせた農村交流イベント及びサトガエリツアーを開催し、関係人口の創出・拡大を図る。（継続）
    - ・美土里ネットなたうち棚田地域で石川県農業インターンシップ制度等を活用して、移住定住者の増加を図る。（継続）
  - ② 棚田を観光資源とした地域振興
    - ・ヒマワリ等緑肥堆肥を兼ねた作物を補植し、名所づくりに取組み、棚田への誘客を図る。（継続）
    - ・無人直売所の拡充。（継続）
    - ・空き家古民家を再生し、農泊可能なゲストハウスとして活用する。（継続）
  - ③ 棚田米等を活用した六次産業化の推進
    - ・棚田で作った大豆、野菜を原料とした味噌、漬物の製造・販売。（継続）
    - ・棚田米、能登野菜等を使用した新たな特産品（麴製品、漬物等）の開発。（継続）
  - ④ 棚田地域の集落機能向上の促進
    - ・鉦打地域の9集落で公的団体を組織し、NPO法人なたうち福祉会と連携して自動車免許を返上した高齢者等の買物、通院支援サービス等を一層充実させるとともに地域住民の雇用を増やすことで地域住民が安心して暮らせる環境整備を図る。（継続）

## II 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記 I に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記 5 の美土里ネットな  
たうちの  
参加者である。

- 5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名  
美土里ネットなたうちは農業者、農業者団体、地域住民、石川県、七尾市で構成。  
参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。
- 6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項